

第8期 令和3年度 第3回

さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和4年3月22日(火)15時～17時

オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 日中サービス支援型グループホームについて
2. 各専門部会の取組について
3. 障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
4. 障害者支援地域協議会からの報告
5. その他

(次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について)

○ 閉 会

第8期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	荒井 孝浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
3	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
4	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸	
5	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
6	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
7	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	
8	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
9	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第2係長	山川 敬子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	

◆令和3年度地域生活支援部会について◆

【今年度の取り組み】

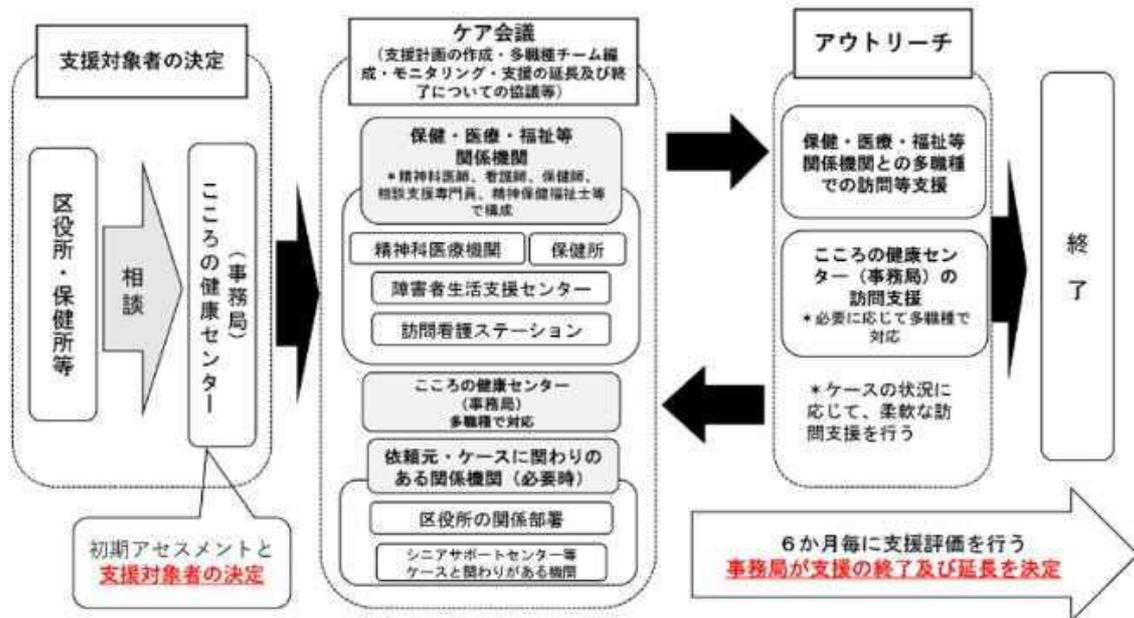
- ・引き続き、アウトリーチ事業について事例を重ね、検討を行う（対象者の選定・通常支援への移行、対象者の変化に対する評価等）
- ・アウトリーチ事業実施区の段階的拡大（毎年2区ずつ）

◆第1回 地域生活支援部会 （ R3.7.21 ）

- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業について（こころの健康センター）

令和1～2年度のモデル事業の実績について報告した後、正式な事業となる令和3年度以降の事業運営について意見交換を行った。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業 システム図 【R3.4～】



- ・令和2（2020）年度 地域移行・地域定着支援連絡会議について（大須田委員）
地域移行・地域定着支援連絡会議にて実施した市内6病院に対するアンケート結果を報告した。
ピアサポーター事業について、倫理綱領と支援指針作りを開始した。

◆第2回 地域生活支援部会 （ R4.1.19 ）

- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業の実施経過について（こころの健康センター）

見沼区・緑区に続き、令和3年度は北区・南区で事業を開始した。
支援対象者の決定等を事務局が主に行う。
被支援者の状態を把握するため、BPRS、GAFといった評価指標を導入した。

- ・ピアサポーター（当事者支援員）活動報告（大須田委員）
毎月定例の研修会を開催。
退院支援OB会を開催。
ピアサポーター養成講座を開催。

【来年度の取り組み】

- ・アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、年2区ずつ支援区を拡大
 - ・困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入する
 - ・民間支援期間（医療機関・訪問看護ステーション・障害者生活支援センター）との協働のシステムの維持
 - ・地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制の整備
-
- ・部会の名称を変更「地域生活支援部会」→「精神保健福祉部会」
-

◆令和3年度障害者虐待防止部会について◆

【今年度の取組】

- ・ 拡大する緊急一時保護等事業の効果的な活用方法について、コーディネーター連絡会議等と連携して検討。
- ・ さいたま市障害者相談支援指針の改定について

◆第1回 障害者虐待防止部会 (R3.8.19)

- ・ 令和2年度障害者虐待統計の報告
- ・ 障害者緊急一時保護等事業の活用方法の検討
 - 体験利用の対象者となり得る事例の検討
 - ① 虐待予防としての体験利用
 - ② 親元等からの自立としての体験利用
- ・ 障害者相談支援指針の一部改訂について報告
 - 障害者緊急一時保護等事業の拡大による修正
 - 「障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」の変更による修正

◆第2回 障害者虐待防止部会 (R4.1.21)

- ・ 障害者緊急一時保護等事業の活用方法の検討
 - 体験利用の対象者となり得る事例の検討
 - ① 過去に虐待があったが、現在は家族と同居しており見守り中の事例
(見沼障害者生活支援センター来人から)
 - ② これまでの支援の経緯から、虐待を受ける恐れがある事例
(岩槻区障害者生活支援センターささぼしから)
- ・ 障害者相談支援指針の一部改訂について報告
 - 厚労省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の変更による修正点を、新旧対照表により提示。

【来年度の取組】

- ・ 緊急一時保護等事業の活用方法や事例を踏まえ、さいたま市障害者相談支援指針の改定を行う。

◆令和3年度相談支援部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・相談支援体制の強化について

◆第1回 相談支援部会 (R3. 8. 31)

1 地域生活支援拠点について

本市における地域生活支援拠点の整備方針について意見交換を行った。

また、地域生活支援拠点に関する加算について定めた「さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱」を令和3年7月1日付けで施行したことを報告し、運用方法について意見交換を行った。

2 岩槻区地域部会からの意見について

第7期第6回地域自立支援協議会（令和3年3月12日）において、岩槻区地域部会から出された意見に対する回答案を協議した。

3 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について

「さいたま市障害者緊急一時保護等事業実施要綱」改正に伴い、さいたま市障害者相談支援指針を一部改訂することについて説明した。

4 さいたま市障害者緊急一時保護等事業に関するアンケート結果について（大須田委員）

障害者生活支援センターに対し実施した、障害者緊急一時保護等事業に関するアンケートの結果について報告した。

◆第2回 相談支援部会 (R4. 1. 28)

1 今年度の活動について

第1回の相談支援部会を振り返ったほか、令和3年8月、10月、12月に実施した情報交換会について報告した。

2 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点事業実施要綱における加算の運用方法について、意見交換を行った。

-
- 3 地域協議会及び基幹相談支援センターについて
基幹相談支援センターと地域協議会の設置状況を報告した。令和3年度は、新たに南区と浦和区において、基幹相談支援センターと地域協議会を設置した。
地域協議会設置運営要綱案について協議した。
 - 4 相談支援について
相談支援専門員や相談支援事業所が不足している問題について、意見交換を実施した。
 - 5 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について
厚生労働省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」改正に伴い、さいたま市障害者相談支援指針を一部改訂することについて説明した。

【来年度の取り組み】

- ・ 地域生活支援拠点事業実施要綱の運用。
 - ・ 桜区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置する。
 - ・ 児童期を含めた相談支援についての実態把握。
-

◆子ども部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・ 医療的ケア児実態調査結果の公表に向けて、感想・意見交換等を行った。
- ・ 第2回部会終了後、医療的ケア児実態調査結果を公表した。

◆第1回 子ども部会 （ R3.10.22（金） ）

医療的ケア児実態調査結果の公表について

さいたま市の医療的ケア児の現状について、市民の方々に広く関心を持っていただくきっかけとすることを目的として、令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査結果の公表について検討した。

医療的ケア児実態調査結果についての感想・意見交換

医療的ケア児実態調査結果の公表にあたり、事務局で作成した結果報告書やその概要版についての感想や意見交換等を行った。

◆第2回 子ども部会 （ R4.1.14（金） ）

医療的ケア児実態調査結果の公表について

医療的ケア児実態調査結果の公表方法やその内容の確定に向けて、意見交換等を行った。部会終了後、各特別支援学校とその保護者向けに結果報告書を配布するとともに、令和4年2月17日（木）に市ホームページで結果報告書を公表した。

【来年度の取り組み】

医療的ケア児実態調査結果を踏まえ、「医療的ケア児等コーディネーター配置についての整理と周知」と「一時的な預け先や送迎支援の実態についての整理と共有」について協議する。

【議題3】
障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センター、地域協議会の設置状況

▶ 基幹相談支援センター設置状況

- ・ 令和2年度までに中央区・南区・岩槻区に設置済み。
- ・ **令和3年10月浦和区**（受託者：浦和区障害者生活支援センターやどかり）に設置済み。

▶ 地域協議会設置状況

- ・ 令和2年度までに中央区・岩槻区に設置済み。
- ・ **令和4年1月南区、同年2月浦和区**に設置済み。

地域協議会設置運営要綱について

▶ これまでの経緯

- 令和3年9月15日 支援課長会議
要綱案を各区支援課長へ現状報告
- 令和3年10月7日 支援課障害福祉係長会議
要綱案について各区支援課障害福祉係長と協議
- 令和3年10月26日 地域自立支援協議会情報交換会
要綱案について関係者と協議
- 令和3年12月21日 地域自立支援協議会情報交換会
要綱案について関係者と協議
- 令和4年1月14日 支援課障害福祉係長会議
要綱案について各区支援課障害福祉係長と協議

▶ 地域協議会設置運営要綱は、令和4年2月2日施行

※資料3-2、3-3参照

地域協議会設置運営要綱について

▶ 要綱の主な特徴

- ・ 地域自立支援協議会との目的の共有【第1条】
- ・ 地域協議会から地域自立支援協議会への活動内容の報告を明記【第3条】
- ・ 役員については、各地域協議会で定める【第5条】
- ・ 地域協議会の詳細は、各地域協議会で定めることが可能（例：運営要領等）【第8条】
- ・ 「要綱制定の経緯・解説」（資料3-3）を作成して、条文を補足

来年度に向けて

▶ 来年度以降の基幹相談支援センター、地域協議会の設置について

- ・桜区に基幹相談支援センターを設置し、地域協議会の設置を進める。

	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基幹相談支援センターの設置	4区	桜区 (予定)	追加1区	追加2区	追加2区
地域協議会の設置	4区	桜区 (予定)	追加1区	追加2区	追加2区

▶ 桜区での基幹相談支援センターの業務委託履行期間（予定）

業務委託履行期間	令和4年4月15日～令和7年3月31日
----------	---------------------

さいたま市障害者支援地域協議会設置運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の地域における自立した生活を支援することを目的として、地域の社会資源の連携体制の構築、サービス提供体制の確保及び障害福祉を担う人材の育成等を行うため、障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 地域協議会は、各区に設置する。ただし、市長が必要と認めるときは複数区合同で設置することができるものとする。

(活動内容)

第2条 地域協議会は、市内の各地域の障害者関係機関が連携して、地域における体制づくり、個別の事例等から抽出された支援体制に関する課題等の情報共有及びそれらの解決に関する活動を行う。

(活動内容の報告)

第3条 地域協議会は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）第31条の規定により設置された地域自立支援協議会に対し、必要に応じ障害支援課を通じて前条の活動内容の報告を行うものとする。

(構成員)

第4条 地域協議会は、次に掲げる者により構成する。なお、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を認め、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス等事業者
- (3) 区役所健康福祉部支援課職員
- (4) その他地域協議会の運営に必要と認められる者

(地域協議会の役員)

第5条 地域協議会の役員については、各地域協議会においてこれを定める。

(事務局)

第6条 地域協議会に、次に掲げる業務を行うため事務局を置く。

- (1) 地域協議会の総括
- (2) 地域協議会の構成員の管理
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他地域協議会の運営に必要と認められる業務

(守秘義務)

第7条 地域協議会の会議の出席者は、同会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して必要な事項は、関係者協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

1. 要綱制定の経緯・解説

【第1条】

- ・ 本条は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 31 条（自立支援協議会の設置等）を参考にし、地域協議会の目的等を定めた。

（自立支援協議会の設置等）

第 31 条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援(次項において「地域生活支援」という。)に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

(以下略)

- ・ 地域協議会は、各区に設置することを想定しているが、区ごとに社会資源の偏りがあることから、複数区合同での設置を可能とした。

【第2条】

- ・ 本条は、障害者総合支援法第 89 条の 3（協議会の設置）の内容を参考にし、地域協議会の活動内容を定めた。

《参考》

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【第3条】

- ・ 地域自立支援協議会と地域協議会の関係において、各地域協議会から地域自立支援協議会へ活動内容を報告することは、重要な役割の一つと考えることから本条で明記した。
- ・ 今後、地域協議会の数が増えるに従い意見を集約する場が必要になることを想定し、「必要に応じ障害支援課を通じて」という文言を追加した。

【第4条】

- ・ 地域協議会の主要な担い手である、相談支援事業者、障害福祉サービス等事業者及び支

資料 3-3

援課職員の他に、必要に応じて他の機関の者が柔軟に参加できる条文にした。

【第5条】

- 各区で状況が異なることから、代表者等の役員を設置するか否かを含め、各地域協議会で決定できる条文にした。

【第6条】

- 地域協議会の運営（事務局）は、基幹相談支援センターに委託する。
- ただし、基幹相談支援センターだけで担うことが困難な業務については、必要に応じ区支援課が協力することを妨げない。

【第7条】

- 地域自立支援協議会においても、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第27条において同様に規定されている。

《参考》

（自立支援協議会の委員の守秘義務）

第27条 自立支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【第8条】

- 本要綱に定めるもののほか、各地域協議会でより詳細な取り決めをできるものとした。

2. 区支援課と基幹相談支援センター等の役割分担

基本的な役割分担を示しますが、各地域協議会の中での変更を妨げるものではありません。

	区支援課	基幹相談支援センター等	備考
日程調整	○	○	
会場確保	◎		会場を区役所に限定するものではありません。
依頼文発出	※	※	※依頼文発出は、地域協議会代表と支援課長の連名が望ましい。
準備、資料作成	○	○	
進行	○	○	
記録		◎	

◎：必ず行う ○：適宜分担する

障害者支援地域協議会からの報告について

1. 地域協議会の設置予定

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	+ 1区	+ 1区	+ 2区	+ 1区	+ 1区	+ 2区	+ 2区
合計	1区	2区	4区	5区	6区	8区	10区

2. 各地域協議会の報告の集約

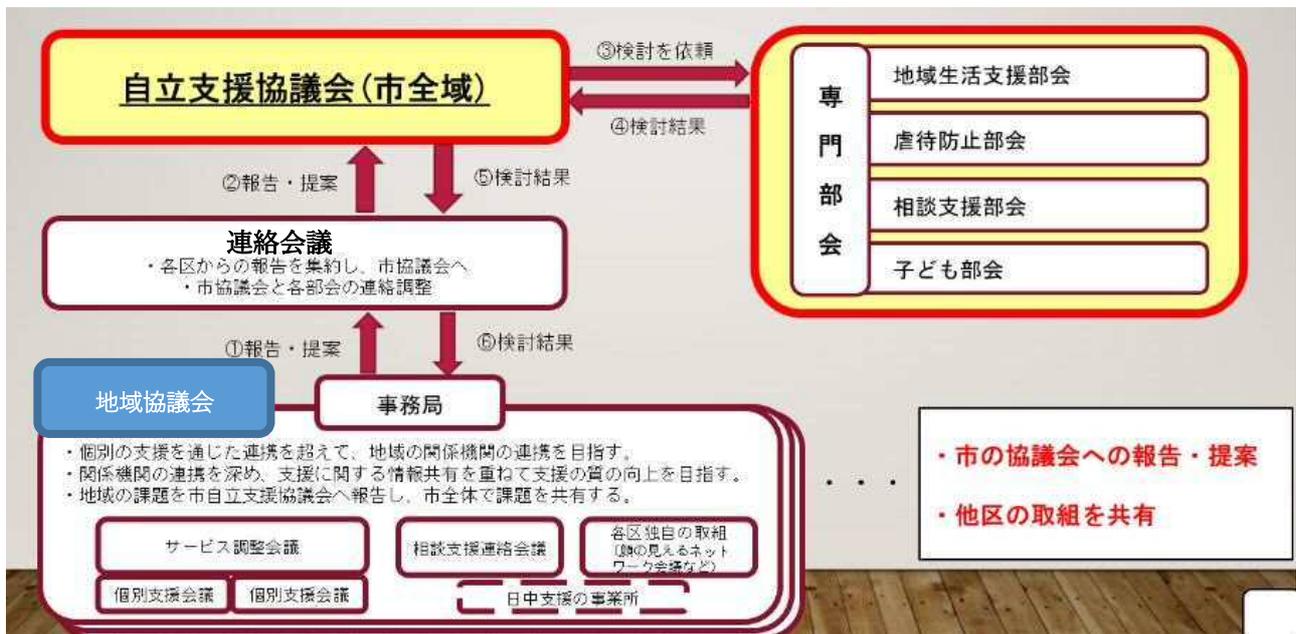
地域協議会が増えるに従い、全ての地域協議会が地域自立支援協議会で意見を報告することが、時間的に困難になる

各地域協議会の報告を集約する必要性

地域協議会連絡会議の開催

地域自立支援協議会（本協議会）の一月前を目途に、地域協議会連絡会議を開催し、幹事となる基幹相談支援センターが、他の基幹相談支援センターから報告を受け、意見を集約する。その後、幹事の基幹相談支援センターが障害支援課に集約した意見を報告する。幹事はコーディネーター連絡会議の事務局である中央区基幹相談支援センターと持ち回りの基幹相談支援センターの2区で担う。

3. イメージ



区名	部会等※	回数	開催日	参加人数	主な議題	参画機関	今年度取組内容	今後の課題や取組の方向性	
中央区 (令和3年3月設置)	本会	第1回	6月29日(火)	11	今年度のすすめ方	当事者家族代表(障害者協議会より)、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅介護事業所、生活ホーム、事務局;支援課、支援センター	中央区の実態をデータをもとに共有し、これまでの活動とデータからみえてくる課題をもとに、ワーキンググループを設置。3つのテーマで実態把握や意見交換などを取り組んだ。	今年度、予定していたテーマごとの意見交換会や学習会が新型コロナの影響で中止。次年度、引き続き取り組みを進めていく。	
		第2回	11月4日(木)	10	ワーキング設置、取り組みについて				
		第3回	3月3日(木)	8	ワーキング報告、地域協議会要綱、来年度の活動について				
		臨時	8月4日(水)	9	当事者・家族へのヒアリング実施について				
		臨時	9月24日(金)	8	中央区の実態データを基にした意見交換				
	事務局会議	第1回	6月4日(金)	4	支援課と障害者生活支援センターで打合せを実施。				
		第2回	7月20日(火)	3	支援課と障害者生活支援センターで打合せを実施。				
		第3回	9月2日(木)	3	支援課と障害者生活支援センターで打合せを実施。				
		第4回	10月26日(火)	3	支援課と障害者生活支援センターで打合せを実施。				
		第5回	2月17日(木)	3	支援課と障害者生活支援センターで打合せを実施。				
		研修会							
		相談会							
	社会資源・8050問題WG	第1回				アンケート調査の作成、配布、回収			
		第2回							
		第3回							
	児童WG	第1回	12月22日(火)	5	児童期の支援で課題となっているテーマ、今後の活動について				
		第2回							
		第3回							
	災害WG	第1回	12月7日(火)	3	災害時に課題となっているテーマ、今後の活動について				
		第2回							
		第3回							

※「部会等」欄、その他区ごとに名称等が異なるものは、適宜修正してください。

令和3（2021）年度 中央区区障害者支援地域協議会活動報告

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区のできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度に実施した事業所アンケートで「区内に暮らしを支える社会資源が少ない」「通所事業所の利用者の8050問題が起きている」という実態がだされている。 ・区内は入所施設がなく、短期入所は1か所。短期入所の支給決定者のうち、利用歴があるのは38%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区の社会資源の不足、8050問題について、障害のある人たちや家族や事業所が抱えている実態の把握や課題を明らかにしていく。また、地域課題の解決方法などを検討していく。 ・明らかになった地域課題や解決方法などを、さいたま市自立支援協議会に報告し、改善をはかる。 	<p>区内通所事業所にアンケート調査を実施。40歳以上の利用者の世帯状況、短期入所の利用歴の有無、通所状況を把握。障害のある人、介護者（家族）の高齢化に伴う課題などについて、分析・検討を進めている。</p>	<p>（ワーキンググループ等で明らかとなった課題について、今後地域自立支援協議会へ報告・提案を行う予定）</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度に実施した事業所アンケートで「学校や児童相談所との連携の不十分さ」「通学支援のニーズが高いがヘルパーが不足」「相談支援専門員の不足と乳幼児期の家族支援の不十分さ」が課題となっている。 ・セルフプラン率が乳幼児期78%、学齢期31%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージで支援が途切れないような体制を地域の中で構築する。 ・児童期の支援が、将来への影響が大きく、重要であることを中軸にすえていく。そのために必要な支援のあり方を考えていく。 ・障害のある子ども、家族が抱えている課題。児童期をささえる事業所が抱えている課題を把握し、解決方法を検討していく。 	<p>区内の児童発達支援事業所との情報交換会を実施予定（コロナウイルス感染拡大で延期）。また、保健センターなど、児童と家族支援を担っている機関との学習会を企画し、役割の理解と連携を進める機会とする。</p>	<p>（ワーキンググループ等で明らかとなった課題について、今後地域自立支援協議会へ報告・提案を行う予定）</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度に実施した事業所アンケートで、2011年東日本大震災、2019年台風19号の水害の経験から「避難時の移動に関わる支援」「避難所で障害のある人がすごせるか」「情報をどう届けるか」という課題がだされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備え、避難、支援に関して、どのような情報が不足しているのかを把握する。 ・それらの情報を集積し、共有・学びの場や機会を作っていく。 	<p>区内の事業所で、災害時の困りごとをテーマにした意見交換会を実施予定だったが、コロナウイルス感染拡大で延期。また、災害をテーマにした学習会を中央区みんなで支えるネットワーク会議で開催予定だったが、コロナウイルス感染拡大のため次年度に延期。</p>	<p>（ワーキンググループ等で明らかとなった課題について、今後地域自立支援協議会へ報告・提案を行う予定）</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染予防、感染発生後の課題として、利用者と支援者の検査体制の充実による安心・安全の確保がテーマとなっている。長期化する中で、事業所の負担（人的体制・費用負担）が大きくなっている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の事業所で、新型コロナウイルスの感染予防・感染後の対策の現状把握を行い、課題整理をすすめる。 	<p>区内の事業所で、新型コロナウイルスに関わる対応・対策に情報交換を行う。</p>	<p>（ワーキンググループ等で明らかとなった課題について、今後地域自立支援協議会へ報告・提案を行う予定）</p>

区名	部会等※	回数	開催日	参加人数	主な議題	参画機関	今年度取組内容	今後の課題や取組の方向性	
浦和区 (4年2月設置)	本会	第1回	R4.2.16	10(オフサーバー12)	1. 協議会について説明 2. 研修会アンケート報告 3. ワーキングチーム活動報告 4. 意見交換	・社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団さくら草学園 ・社会福祉法人うらわ学園 ・もくせい家族会 ・地域包括支援センターかさい医院 ・浦和区支援課 ・浦和区障害者生活支援センターむつみ、やどかり ・浦和区高齢介護課 ・高齢・障害者権利擁護センター	1. 浦和区地域協議会の立ち上げ準備会 2. 浦和区地域協議会立ち上げ 3. 各ワーキングチームコア会議始動 4. 研修会開催	1. 各ワーキングチームの基盤づくり 2. ワーキングチームを中心とした浦和区の実態把握 3. 区内関係者が学習・研修する機会の創出	
		第2回							
		第3回							
		第4回							
	事務局会議	毎月1回開催				地域部会準備会開催に向けた打ち合わせ			
						地域部会準備会・研修会開催に向けた打ち合わせ	浦和区支援課 浦和区障害者生活支援センターむつみ 浦和区障害者生活支援センターやどかり (浦和区内相談支援事業所)	・浦和区地域協議会立ち上げ準備 ・研修会等開催企画、運営 ・アンケート調査の実施	・浦和区地域協議会全体の運営管理 ・各ワーキングチームの進捗を把握 ・全体研修会等についての企画運営 ・区内障害福祉サービス事業所等の把握と各種研修会等の参加依頼
						地域協議会開催に向けた準備			
						年度総括			
	研修会	第1回	R4.12.16	59人	研修テーマ：「障害のある子の成長と発達に必要な地域のあり方を考える」 講師：大崎児童学園園長・さくら草学園園長	区内障害児通所事業所 区市内行政機関 等	1. 区内障害児通所事業所アンケート報告 2. 講和 3. グループ討議	各年代に共通するテーマでの研修会を今後も企画予定	
	相談会								
	ジュニアワーキングチーム (コア会議)	第1回	R3.11.24	5人	意見交換				
		第2回	R4.1.26	7人	今後の取り組みについて	相談支援事業所 放課後等デイサービス 浦和区支援課 浦和区障害者生活支援センター	・障害児通所支援事業所アンケート調査結果について ・未就学児へのアプローチについて ・支援機関の質の向上のため実践報告や事例検討の実施について ・事業所での職員向け勉強会について ・保護者向け勉強会の企画等について	・障害児通所支援事業所と課題共有し、実際の取り組みにつなげる ・実践報告や事例検討を「通して、支援の質の向上や事業所のつながりを作る	
		第3回							
		第4回							
	ヤング・ミドルワーキングチーム (コア会議)	第1回	R3.12.1	6人	地域部会の説明・意見交換				
		第2回	R4.1.12	7人	今後の取り組みについて・メンバーの構成について	就労継続B型事業所 就労移行支援事業所 地域活動支援センター 浦和区支援課 浦和区障害者生活支援センター	・現場での困り事について(制度・個別ケースについて・事業所どうしのつながりづくり等) ・ワーキング参加メンバーの構成について ・18歳以上の障害者の実態把握について	・世代別に課題を把握し、取り組みの優先順位を立てる ・実態調査を行い、課題を抽出する	
		第3回	R4.3.15	8人	今後の実態把握に向けた方向性の確認				
		第4回							
	シニアワーキングチーム (コア会議)	第1回	R3.12.3	4人	それぞれの問題意識について意見交換				
		第2回	R4.1.14	5人	今後の取り組みについて協議	地域包括支援センター 就労移行支援事業所 浦和区支援課 浦和区障害者生活支援センター	・80-90世帯について ・ケアラーへのアプローチについて ・ケアラーの実態把握のためのアンケート調査について	・ケアラーの実態把握を調査やヒアリングを実施して把握する(家族会、介護事業者等) ・実態をもとに課題を抽出し、実際の取り組みにつなげる	
第3回		R4.3.3	6人	実態調査に向け議論					
第4回									

※「部会等」欄、その他区ごとに名称等が異なるものは、適宜修正してください。

令和3年度 浦和区障害者支援地域協議会活動報告

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	<p>【家族支援について】 家族支援は幅広い年代の障害のある人や子どもを抱える世帯に必要なこととして捉えている。 特に障害児の保護者は障害を受け入れられない段階があり、不安が強く孤立感を得やすい。 また、障害のある人を抱え社会から孤立状態にある世帯などもあり、将来への見通しが立ちにくくなっている。</p>	<p>【実態調査の実施】 家族支援や80-50世帯等への支援について検討するため、区内の家族同居世帯の実態を把握するための調査やヒアリングを行う。対象は、精神障害者家族会や介護事業者等を予定。 調査の結果から、必要とされている支援について洗い出しを行う。</p>	<p>(今後ワーキングチームを中心に議論する)</p>	<p>(ワーキングチームを中心に議論した内容を自立支援協議会に対し報告や提案を行う)</p>
2	<p>【80-50問題について】 課題1にも記載しているが、保護者や世帯の不安や孤立感などから長い間支援につながりにくく、親の高齢化に伴い生活課題が明らかになる場合が多い。</p>	<p>【つながり支援による実態把握】 対象者のリストづくりを進めるとともに、地域包括支援センター等と協力し、早期発見につながるよう支援態勢をつくる 【調査による実態把握】 1で行う調査により、早期に介入できる糸口を探る</p>	<p>(今後ワーキングチームを中心に議論する)</p>	<p>(ワーキングチームを中心に議論した内容を自立支援協議会に対し報告や提案を行う)</p>
3				

令和3年度
南区障害者支援地域協議会活動報告

区名	部会等※	回数	開催日	参加人数	主な議題	参画機関	今年度取組内容	今後の課題や取組の方向性
南区 (3年4月設置)	本会	第1回	R4.1.21	18	・活動報告 ・課題報告など	・南区内障害福祉サービス事業所 ・障害支援課 ・南区健康福祉部 ・南区支援課 ほか	1. 会長の選出 2. 今年度の活動報告 3. 課題報告 4. さいたま市自立支援協議会への提言・まとめ 5. 意見交換	
		第2回						
		第3回						
		第4回						
	運営委員会	第1回	R3.5.6	5	委員の選出・依頼	・南区支援課 ・南区障害者生活支援センターあみご		
		第2回	R3.8.4	4	第1回 課題別部会 構成・達成目標・進行検討			
		第3回	R3.9.21	5	第1回 課題別部会振り返り			
		第4回	R3.11.2	10	第2回 課題別部会 構成・達成目標・進行検討			
		第5回	R3.12.21	5	第1回 南区地域部会本会議 構成・進行検討			
		第6回	R4.1.12	5	第1回 南区地域部会本会議 構成・進行検討			
		第7回	R4.2.16	5	・第3回 課題別部会 構成・達成目標・進行検討 ・令和4年度 スケジュール確認			
	研修会							
	相談会							
	こども部会	第1回	R3.9.14	22	・自己紹介 ・課題の洗い出し	・南区内障害福祉サービス事業所 ・障害支援課 ・南区健康福祉部 ・南区支援課 ほか		
		第2回	R3.11.5	25	・課題の整理			
		第3回	R4.3.17		・今年度の活動の振り返り ・来年度の活動内容検討			
		第4回						
	おとな部会	第1回	R3.9.14	20	・自己紹介 ・課題の洗い出し	・南区内障害福祉サービス事業所 ・障害支援課 ・南区健康福祉部 ・南区支援課 ほか		
		第2回	R3.11.5	20	・課題の整理			
		第3回	R4.3.17		・今年度の活動の振り返り ・来年度の活動内容検討			
第4回								
居宅部会	第1回	R3.9.14	12	・自己紹介 ・課題の洗い出し	・南区内障害福祉サービス事業所 ・障害支援課 ・南区健康福祉部 ・南区支援課 ほか			
	第2回	R3.11.5	13	・課題の整理				
	第3回	R4.3.17		・今年度の活動の振り返り ・来年度の活動内容検討				
	第4回							

※「部会等」欄、その他区ごとに名称等が異なるものは、適宜修正してください。

令和3年度 南区障害者支援地域協議会活動報告

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
記載例	区内において、いわゆる「8050問題」に係る支援数が増加し、基幹相談支援センターに後方支援として多分野との検討会議参画を依頼するが、一般の相談件数も増加しており、人員不足から参加できない事例が生じている。（依頼数 月平均●件、参加数 月平均■件）	各区の障害数の推移等、基幹相談支援センターの相談対象者数の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。	区内の全相談支援事業所に声をかけ、特定相談支援事業が一部の事業所に偏らないようお願いしている。	基幹相談支援センターは、市の委託事業であるため、各区において適切な相談支援体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。
1	同じ区役所の組織でありながら、保健福祉局と教育委員会との情報共有が図れていない。学校関係者からの情報提供が得られない場合や逆に福祉関係者からの情報提供もできないケースも見られる。	会議・研修等で意見交換・相互理解する場を増やす。そうした機会の中で教育コーディネーターとも関係を深め、キーパーソンになってもらう。	顔の見えるネットワーク会議等に特別支援学校のコーディネーターに参加いただき、情報共有等連携を図っている。個別の支援において、送迎のタイミングなどで学校との情報共有を図る。	各学校の普通学級、支援学級の担任と要支援者の個人情報について学校によって対応が異なり共有が図れていない。まだまだ連携について不十分であるから局・委員会の壁を越えて連携を図る必要がある。
2	夕方のニーズの高まりにより、受け手の不足や送迎ありきの進路選択によるミスマッチが起こっている。また移動支援や通院等介助について利用者のニーズに対応しきれていない。	ヘルパーの処遇改善や、移動支援（グループ支援等）、通院等介助（院内介助）の要件緩和など。	ニーズに対応できる事業所の情報発信など。	利用者の真のニーズへの対応など市全体の問題と捉えて、要綱改正などの対応を検討する必要があるため。
3	相談支援専門員・相談支援事業所が大幅に不足しており、どこも飽和状態となっている。そのため、必要な人に支援が行き届かない。	増加し続ける相談者数に応じ、必要な相談支援専門員数を配置出来る体制づくりが必要。相談支援従事者初任者研修・現任研修のあり方の見直し。また、相談支援専門員・相談支援事業所の処遇・運営の課題に関する検討。	毎月相談支援連絡会において各事業所の空き状況を把握し全体で共有している。その事業所で対応できない場合、連絡会の情報共有を基に連携を図っている。	相談員・相談支援事業所の不足は全市的な課題であり、個人や事業所単位で取り組めることの限りがあるため。

区名	部会等※	回次	開催日	参加人数	主な議題	参画機関	今年度取組内容	今後の課題や取組の方向性
岩槻区 (令和元年10月設置)	本会	第1回	9月6日	19	①令和3年度地域部会実施計画案について ②各部会の活動報告(今年度の計画と経過報告) ③令和2年度の地域部会報告に対する自立支援協議会の検討経過について ④地域生活支援拠点について(遠塚さんから説明) ⑤課題の共有・解決に向けた検討(①感染症対策・防災における地域連携、②人材育成・つながりを深める取り組み)	支援課 事業所代表(各部会運営委員) ささばし	地域課題①:感染症対策・防災における地域連携 ・最新の必要な情報を共有し、安心安全を確保できるような取り組みをすすめる。災害やさまざまなリスクへの対策を学び、備える(特に緊急時の連絡や協力体制、利用者の個別避難計画など)日頃からの連携、関わりをもち、緊急時や災害時に助け合えるようにする。 ・1月18日に第1回災害時連携情報交換会を開くことができた。(社協岩槻区事務所・岩槻区総務課・支援課・高齢介護課・3包括・ささばし)	人材育成や災害時連携などについては、現在の取り組みをさらに実践していく。 各部会での取り組みが定着し、顔の見える関係に加えて、実践部分で連携できるような関係づくりが進んでいる。地域生活支援拠点についても、どのように体制づくりをするか考えていきたい。
		第2回	2月4日	20 傍聴:8	①各部会の活動報告 ②2つの課題への取り組み状況報告①災害連携 ②人材育成 ③『さいたま市地域生活支援拠点について』さいたま市障害支援課より ④地域で安心して暮らすための体制づくりについて(協議) 岩槻区地域部会やネットワークづくりを振り返って、地域連携によって良い方向にいった事例、こうだと良かったと思う事例、今後、岩槻区でどのような支援のネットワークを作っていたらよいか ⑤今年度まとめ・今後の方向性		地域課題②:人材の育成・つながりを深める取り組み ・経験の浅い職員も参加できるような現場の交流の機会をつくることを各部会で取り組んだ。地域部会の活動を通してリーダーを育成。コロナ禍ではあるが、岩槻区では現場が中心になって積極的に関わり合い・学習機会を作る。 地域生活支援拠点の体制づくりに向けて、まず岩槻区のネットワークの取り組みについて振り返りを行った。今後、事業所としての立場を超えて、実践していくことについて、各委員から前向きな意見を聞くことができた。	コロナ禍ということもあって、利用者同士の交流の企画が進まなかったが、今後、利用者・当事者の参加を進めていきたい。
	運営委員会	随時	4/23、6/18、8/27、9/2、12/17、1/28	6	地域協議会開催に向けた、進め方の協議、会議後のまとめ、次回に向けた整理、議題の検討その他	支援課 ささばし	事務局としての整理を主に行った。	今後も支援課と相談しながら、運営していきたい。
	岩槻区顔の見えるネットワーク会議	第1回	7月15日	78	『学びながら高めよう、地域の防災力～岩槻区のネットワークで災害に備える～』 ①「地域部会～コロナ対策等について」さいたま市障害支援課 小林洋一郎氏 ②「さいたま市の防災について」さいたま市岩槻区総務課課長 橋本 須賀 浩司 氏 ③講演&グループワーク「障害者施設等における災害への備え・対応について～被災経験と実践を通じて～」 社会福祉法人 邑元会 障害者支援施設 しびらき施設長 相浦 卓也氏	支援課 区内障害者支援事業所、相談支援事業所 特別支援学校、包括支援センター、法テラス、医療機関、育成会その他 ささばし	今年度は、災害時の連携について、2回にわたって実施した。 さいたま市でも風水害や大地震の起きる確率は大きく、具体的な取り組みを進めていくということに一致している。 3回目は、地域生活支援拠点について学び、多くの参加者から、具体的なイメージが持てたとの意見が聞かれた。 子どもたちからの支援の大切さなどについても、共有できた。	災害時対応・権利擁護は、毎年1回は取り上げている。 今後も、地域に必要なテーマを取り上げていく。
		第2回	11月11日	73	『学びながら高めよう、地域の防災力～岩槻区のネットワークで災害に備える企画・実践編～』 ①「福祉丸ごと相談センター(岩槻区福祉課内)について」福祉課 横川主査 ②「岩槻区地域部会と自立支援協議会での検討状況について」 岩槻区役所 支援課 吉川課長補佐、地域部会委員 那須野豊氏、運塚昭彦氏 ③講演&グループワーク「近年の災害と災害福祉政策の動向」			
		第3回	3月8日	75	『～誰もが安心して地域で暮らすため、地域で協力し合い、支える体制づくりを考える～』 ①岩槻区地域協議会報告 岩槻区 健康福祉部 支援課 吉川課長補佐 ②「地域生活支援拠点について」さいたま市障害支援課 利根澤主任、高橋主任 ③講演&グループワーク「求められる地域生活支援拠点とは」 日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 准教授 曾根 直樹氏			
	相談支援連絡会	毎月	第3金	22	新規計画相談検討、情報共有、勉強会など ・G S V (2回+振り返り2回)・北区合同連絡会(愛着障害学習・講師川口太陽の家高橋氏)など	支援課、相談支援事業所、ささばし	相談支援事業所のバックアップのため、今年は事業所に直接伺うなどする巡回ミーティング きりん座を設定した。 G S Vは2年目になるが、年2回で定例化した。2回目の北区合同連絡会を開催したが、他区との情報交換はとても良い刺激になっている。	今後もバランスよくG S Vや勉強会なども実施していきたい。 相談支援専門員の業務の逼迫が深刻であり、早急な検討が必要。
	定期サービス調整会議	毎月	第4金	20	困難事例・虐待受付について検討 つながり支援の報告(半年に1回)	支援課、権利擁護センター、更生相談センター、こころの健康センター、相談支援事業所、ささばし	サービス調整会で、専門機関のS Vのもと、困難な事例を検討すること、虐待受付後の対応が適切に相談することは定着している。今年は、毎回、特定相談事業所からのケースがあがってきている。	オンラインでも支障なく行っているが、行政機関に届末が少なく、整備してもらえると良い。
	はたらく部会	第1回	7月27日	22	テーマ別意見交換会	日中活動支援事業所(生活介護・就労継続・就労移行) 相談支援事業所 支援課 ささばし	福祉マルシェは今年も開催、複数の事業所の製品をセットにして売るなど、コラボ企画もできた。 こども部会から要望のあった、「紹介動画」の作成は、複数の事業所が取り組んでくれた。	企画と一緒に参加してくれる人を増やしていきたい。
		第2回	11月18日	20	効果抜群免疫アップ体操、テーマ別意見交換会			
		第3回	3月16日		事業所紹介動画共有会			
	くらす部会	第1回	8月24日	26	情報交換会(コロナ対応含め)	グループホーム 入所施設 相談支援事業所 支援課 ささばし	今年は、管理職の悩みが多く出て、酒井さんからチーム作りについて講義を受けた。各事業所から、少しずつ本音が聞かれるようになってきて、関係づくりが深まってきているのを感じた。 グループホームに関しては、区外の事業所にも声をかけて参加していただきたい。	今後も、暮らしの場を支える事業所のサービスの質の向上に取り組むたい。
		第2回	10月5日	19	暮らしを支える事業所でよりよい支援のためのチーム作り(酒井依子氏講師)			
		第3回	2月18日	19	チーム作りの実践における意見交換会			
	こども部会	第1回	7月6日	32	新任職員向け交流会・勉強会(小宮山相談員講師)	児童発達支援事業所 療育センター 相談支援事業所 支援課 ささばし	今年は多くの若手・経験の浅い職員に参加してもらうことができた。 子ども支援の基本となる部分について、1回目は小宮山さん、3回目はひまわり療育センターから講師にきていただき、共有することができたのはとても良かった。非常に皆さん、熱心に勉強されている。日頃の支援の悩みを共有し、それに対して専門職の方から助言をいただけたことがよかったですとの声が多く聞かれた。	今年の取り組みを定着させていく。 今後も、ひまわり療育センターの指導、出張カンファレンスなどを積極的に取り入れたい。 コロナが落ち着いたら、保健センターとの勉強会を開きたい。
第2回		12月14日	30	テーマ別意見交換会				
第3回		3月3日	30	こころからだの育ちを促す関りについて(ひまわり療育センター講師)				
居宅さぼ一と部会	第1回	9月16日	18	新型コロナウイルス発生事業所より学ぶ(しらすぎ平田氏講師)	居宅介護事業所 訪問看護事業所 相談支援事業所 支援課 ささばし	居宅は責任者からも支援に入っていて忙しく、毎回、登録事業所の半分弱くらいしか参加できていない。しかし、参加者はかなり顔の見える関係になってきて、話がしやすくなってきた。 しらすぎのコロナ体験については、大変参考になった。また、緊急時の支援についても、前向きな意見が聞かれた。	今後も無理なく続けていく。 障害のヘルパー向けの研修を実施したい。	
第2回	2月17日	11	意見交換会					

令和3年度 岩槻区障害者支援地域協議会活動報告

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	地域生活支援拠点の体制づくりについて、さいたま市で6月に要綱ができたが、市関係者と十分な議論ができておらず、頓挫している。 岩槻では、これまでも勉強会はしてきたが、今やっていることと、どう違うのかなど、ぴんとこないというのが実情だった。	2回目地域協議会で市から説明をいただいた上で話し合いし、第3回顔ネットで、曾根氏から講演してもらい、関係者でイメージを作っていくことをすすめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会で引き続き、検討する。 ・居宅の緊急時支援について、考え方を整理する。 ・緊急になる前の支援については、各部会で検討し、事業所間で連携して取り組んでいく。 ・緊急時については、区レベルだけでは難しい面がある。 	あるべき地域生活支援拠点を考える。何ができて、何ができていないのか、地域の実践力を分析すること。各区で8050等、心配される利用者はどれだけの把握ができたらい。また、オープンな議論を各区、自立支援協議会等で行いたい。
2	相談支援専門員の不足、逼迫が大きな課題である。 その背景として、初任者研修等、受講ができないことも大きい。また、そのほか、ヘルパーや世話人の研修機会が少ない。	相談支援事業所の不足については、これまで直接、地域に働きかけて、参入をお願いしてきた。初任者研修については、県にも要望してきたが何も解決ができていない。 世話人への研修は独自に取り組んできている。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員へのバックアップを強化する。それは基幹センターや委託センターの役割だと思っている。 ・ヘルパーは介護保険と比べ、障害の分野の研修がなさすぎるため、他の区とも共同して取り組めないかと思っている。世話人も同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援にあたるヘルパーの研修や世話人の研修など、広域で行うほうがよい研修もある。サービス管理責任者や相談支援専門員の研修と合わせて、「人材育成」に関することを検討できる場、自立支援協議会の部会等を作ってほしい。 ・初任者研修については、当面は、各区で優先順位を把握して、必ず相談支援専門員として従事できる人が受講できるよう調整し、さいたま市から推薦できるように整備できないか。セルフプランについては、区によっても対応が違い、当面のルールを検討する必要がある。区としても検討していくが、自立支援協議会でも検討してほしい。長期的には初任者研修の実施に向けて、市でも検討がはじまっているが、実施できたら良い。
3	障害児の支援に関して、幼児期から青年期にかけて、ライフステージごとに支援が切れやすく、円滑な連携ができていない。 医療的ケア児については、対応する事業所が少なく、区での取り組みは不足している。	こども部会に、障害児関係機関（療育センターや教育相談室等）に参加してもらい、共通理解が図れるように取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ということもあり、保健センターがなかなか参加できていない。 ・教育相談室や療育センターに参加してもらうことでとても理解が深まった。 ・医療的ケア児については、居宅さぼ一と部会等で取り上げたりしているが、直接医療ケアを実施している事業所が少なく、今後の課題となっている。 	こどもの支援においては、医療、保健センター、保育、教育など他分野に渡る上、ライフステージでも、途切れやすく、連携の上で谷間に落ちやすい。医療的ケア児法案もできたが、地域で連携体制はまだ十分にはできていない。どのような、しくみがあれば良いか、部会等で協議を進めてほしい。

令和3（2021）年度 障害者支援地域協議会活動報告(まとめ)

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取り組みまたは既に実施している取り組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点にかかわる具体化の議論が、市内・区内においてすすんでいない。 ・岩槻区は、区内で地域生活支援拠点の説明学習会を実施。関係機関の認知度はまだ低く、全区・全市での共通の取り組みとなっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区レベルと、市内の横断的な取り組みの具体化の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区地域協議会で引き続き、情報共有や検討の場をもつ。（未設置区への説明や検討の場のある方は課題） ・「緊急」になる前の支援を、各区の協議の場を活かし、すすめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態、各機関の実態と実践力を把握、分析し、地域生活支援拠点の具体化につなげる。そのため、地域自立支援協議会で地域生活支援拠点のあり方を検討するワーキンググループ等を設置する必要がある。 ・※特に「緊急時の対応」は、喫緊の課題であるが区レベルの実施は困難、市全体で横断的に検討を進める必要がある ・各区で「8050問題」の実態や、体験の場や緊急時の対応が必要な利用者の把握など、障害当事者と家族、地域の状況を踏まえ具体化をすすめる必要がある。
2	「家族8族0の5介0護問題負担」	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に対する支援は幅広い年代の障害のある人や子どもを抱える世帯に必要である。 ・障害児の家族は、障害の受けとめ等の不安が強く孤立感をもちやすい。 ・障害のある人を抱えた世帯が社会から孤立状態となっている実態が「つながり支援」などから明らかとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「8050問題」や高齢化にかかわる障害当事者、世帯状況などの実態把握。（今年度中央区で実施、浦和区は家族支援の実態調査を予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区で取り組まれている「つながり支援」による実態把握。 ・シニアサポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ1と重ねて、「8050問題」に関わる実態把握を取り組み、必要な支援の検討を各区で取り組む。
3	相談支援専門員の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の不足、業務の逼迫が年々深刻度を増している。 ・必要な人に支援が行き届かない実態がおきている（セルフプランが増加傾向）。 ・初任者研修等が受講ができない実態があり（希望者多数のため落選）、相談支援専門員が増やせない。 ・セルフプランの考え方など、区によっての対応の差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は年々増加しており、必要な相談支援専門員を市内で配置できる体制づくりが必要。 ・相談支援従事社初任者研修、現任研修の実施の見直しや、指定特定相談支援事業所の処遇・運営の課題に関する検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区ごとに指定特定相談支援事業所連絡会を支援課、障害者生活支援センターが中心となり実施している。（※支援課の協力が得られず実施できていない区もある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の受講調整をさいたま市全体で行う（各区で優先順位を把握、必ず相談支援専門員として従事できる人が受講できるよう調整し、さいたま市が県に推薦をする） ・さいたま市主催の初任者研修の実施の検討。 ・他の政令指定都市の相談支援専門員の体制整備の実態把握。 ・セルフプランの実態把握と全区での統一した対応をすすめる。
4	人材育成の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模のヘルパー事業所やグループホームの世話人の研修機会が少なく、情報を得る機会が不足している。 ・相談支援専門員やサービス管理責任者の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の地域協議会やネットワーク会議等で、学習を取り組む（岩槻区はグループホーム世話人向け研修など実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議等の機会を活かし、学習会や情報交換など取り組んでいる区もあるが、実施が難しい区もある。※区ごとの差が生じないようにさいたま市全体での共通の取り組みも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者事業所の人材育成に関わる検討の場が必要となっている ・特に急増しているグループホームの職員、孤立しやすいヘルパーの質を担保するために市全体で共通した研修を検討する必要性が高くなっている。 ・「人材育成」に関する検討を、自立支援協議会のもとにすすめる必要がある。（サービス管理責任者、相談支援専門員の養成も含め）
5	障害児の支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、学校関係者との連携、情報共有がすすみにくい。 ・障害児の支援に関して、幼児期から青年期にかけて、ライフステージごとに支援が切れやすく、円滑な連携ができていない。 ・医療的ケア児については、対応する事業所が少なく、区単体の取り組みでは対応が難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の会議や研修会、区のネットワーク会議等の機会を活かし、意見交換と相互理解を深めていく。教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどキーパーソンを増やしていく。 ・医療的ケア児の連携体制の拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校などに対して、区の地域協議会の部会や、ネットワーク会議や個別支援を通じた働きかけをおこなっている。（教育相談室や療育センター等への働きかけ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉局と教育委員会が横断的に連携が図れる仕組みづくりの検討（児童期の支援は、医療、保健センター、保育、教育など多分野のかかわりで、ライフステージで途切れやすく、連携の谷間が生じやすい）。 ・医療的ケア児の地域の連携体制の拡充のために必要な取り組みを子ども部会等で検討する必要がある。
6	ヘルパーの対応への利用希望へ	<ul style="list-style-type: none"> ・通学通所支援（早朝と夕方ニーズが集中）の利用希望に対して、担い手（ヘルパー）の不足。利用できずに、進路先等を変更する事例もある。 ・移動支援（特に週末や夕方）や通院等介助について利用者のニーズに対応しきれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの処遇改善や、移動支援（グループ支援等）、通院等介助（院内介助）の要件緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応できる事業所の情報発信。 ・利用者のニーズとヘルパー事業所の抱えている課題を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の真のニーズへの対応など市全体の課題と捉えて、要綱改正などの対応を検討する必要がある。
7	新型コロナウイルス感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大で、事業や支援の休止なども増加し、障害のある人と家族の負担と不安が強まる。利用者や支援者の検査体制の充実で、安心・安全の確保も必要。長期化する中で、事業所の負担も大きくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の事業所間で、新型コロナウイルスの感染予防・感染後の対策の現状把握を行い、課題整理をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所間での新型コロナウイルスに関わる対応・対策に情報交換。 ・災害やコロナに関わる学習会、ヘルパー事業所のアンケート調査を実施している区もあり、感染予防と陽性者発生時の対策を共有する機会が作られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の事業所や障害当事者、家族の抱えている課題や好事例（参考になる取り組み）等について情報交換、感染予防の情報提供の機会をもつ。全市での共有も図る。

次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査（案）について

1 調査の目的

保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次期さいたま市障害者総合支援計画（令和6年度～8年度）を策定する際の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の概要（予定）

実施時期：令和4年10月頃の1か月間程度

配布数：6,500部程度

配布方法：郵送による配布及び病院や団体等への配布依頼

回収方法：同封した返信用封筒（料金受取人払）による郵送

設問内容：設問内容は、比較のため前回に準ずる設問を基本とする。

3 配布・周知方法

（1）点字版等調査票の配布方法

視覚障害者には、調査票を郵送配布する際に、点字版調査票を各区支援課、障害政策課に用意していること、及び希望者には電子データを電子メールで送付できることを通知文で案内する。（点字版および音声版通知文も同封する。）

（2）窓口対応

各区支援課に調査票の見本、閲覧・貸し出し用点字版調査票を配布予定。調査票内容に関する問い合わせや代筆代読等記入の補助などの支援を行う。

（3）周知

アンケートの実施について、市報さいたま10月号に実施を掲載するほか、障害者団体や事業所に周知し、協力を呼びかけることとする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 3月14日 | 障害者政策委員会でアンケート調査に係る協議 |
| 5～6月 | ワーキンググループ（アンケート項目等検討作業）アンケート案作成 |
| 7月 | 障害者政策委員会へアンケート案提示、アンケート確定 |
| 8～9月 | アンケート印刷、封筒作成・印刷 |
| 10月 | アンケート発送、回収 |
| 11～12月 | 回答集計、データ入力 アンケート調査集計結果速報概要版の作成 |

令和5年

- | | |
|----|------------------------------|
| 1月 | 障害者政策委員会へアンケート調査集計結果速報概要版の報告 |
| 2月 | アンケート調査結果報告書の作成 |
| 3月 | 障害者政策委員会へアンケート調査結果の報告 |

5 調査対象者等（案）

調査の種類	総数	割合	配布予定数	R1 配布数	対象者抽出・調査方法
A 身体障害者	約 34,000 人	総数の約 7.5%	2,600 部	3,400 部	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
B 知的障害者	約 8,600 人	総数の約 7.5%	650 部	800 部	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
C 精神障害者	約 14,000 人	総数の約 7.5%	1,100 部	600 部	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
C 自立支援医療 利用者（手帳なし）	約 12,000 人	総数の約 7.5%	900 部	600 部	自立支援医療制度利用者から無作為抽出し、郵送配布
D 精神科病院 入院患者	—	—	100 部	150 部	精神科病院に直接配布依頼
E 発達障害者	—	—	200 部	200 部	発達障害者団体に直接配布依頼 療育センター利用者へ配布依頼
F 難病患者	約 9,600 人	総数の約 7.5%	750 部	600 部	指定難病・小児慢性特定疾病患者から無作為抽出し、郵送配布
G 障害福祉事業所	—	—	200 部	150 部	市内障害福祉関係事業所から無作為抽出し、郵送配布
計			6,500 部	6,500 部	